



Building a better working world

企業会計基準委員会(ASBJ)は、すべてのリースについて資産及び負債を認識するリース会計基準を公表しました。

新リース基準への対応サポート

影響度調査からプロセス構築、導入後フォローまで

EY新日本有限責任監査法人
財務会計アドバイザーサービス(FAAS)

新基準の適用には「システム導入」や「業務プロセスの外部委託」が必要なケース、「準備完了までに相当の期間」を要するケースも想定されます。また、特に不動産や大規模設備等を多く賃借している会社など、状況によりリース基準適用後に財務諸表の見え方が大きく変わる可能性があります。「自社における影響を素早く把握し、導入までの道筋を整理」することが必要です。

EYは新リース会計基準、及びIFRS第16号「リース」導入にかかる豊富な支援実績があります。影響度分析から業務プロセスやシステム導入の検討、導入後フォローまで幅広く支援を行います。

多様化する業務プロセスへの対応

新基準の適用にあたり、複雑な会計処理の検討だけでなく、多数のリース契約を有する企業においては「将来の業務効率や負担も考慮したプロセス構築」が必要です。

課題と対応(例)



複雑な会計処理の検討が必要
→ 適切な会計処理について検討



同一ではない多数の契約があり手作業での管理が限界
→ システム導入の検討



総務部や支社など、経理部門外の対応が必要
→ 業務プロセスの標準化・文書化



継続的な会計処理によるリソース不足
→ 導入後の業務処理体制の構築

新リース基準による影響イメージ

貸借対照表

使用権資産	リース負債
+	+
資産	負債
	純資産

資産増加のためROAやROICが低下

損益計算書

減価償却費	XXX
支払利息	XXX

「支払賃貸料」が「減価償却費と支払利息」に変わるためEBITDAが増加

財務諸表への影響を踏まえた検討

リース資産・負債の計上に伴い、各種経営指標が変動します。投資家への説明が必要となるだけでなく、社内の投資判断基準等も含めた様々な影響を検討する必要があります。



新リース基準導入の検討には、

多くの実務的な課題が想定されます。

より **効率的かつ効果的** に解決するため、EYならではの価値を提供します。



新基準の適用開始

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を 目指して」をパーパス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーファームを指し、各メンバーファームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーファームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーファームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。
詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーファームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家ににご相談ください。

ey.com/ja_jp

お問い合わせ

EY新日本有限責任監査法人
FAAS事業部

Tel: 03 3503 2810

Email: FAAS_net@jp.ey.com

EY新日本有限責任監査法人の監査クライアントに対しては、業務提供可能な範囲について個別相談が必要となります